

令和２年度 予算編成方針について

本市では、東日本大震災の発生以来、「震災からの復旧・復興」を最優先課題としながらも、「地方創生」や「市民が主役のまちづくり」を標榜するとともに、人口減少対策などを市政運営の軸とした予算編成を行ってきた。

東日本大震災への対応については、震災から８年半が経過し、土地区画整理事業など大規模な復興関連事業も着実に進展しており、政府が定めた復興・創生期間の終了を見据え、復興の完遂に向けた集中的な取り組みが必要となっている。

一方、国においては、６月２１日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針」（平成３０年６月１５日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことを「令和２年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」とし、７月３１日に閣議了解された。

本市においても、多様化・複雑化し変化する地域課題や行政課題、市民ニーズに対応しながら、人口減少や少子高齢化問題に積極的に立ち向かうため、１０月８日に「気仙沼市行財政改革大綱２０１９」及び「気仙沼市行財政改革アクションプラン」を庁議決定し、行財政改革の取組を着実に推進することとしたところである。

以上を踏まえ、本市の令和２年度の予算編成方針を下記のとおりとする。

記

１ 歳入について

８月末現在の住民基本台帳人口は 62,853 人と去年同期比で 1,263 人の減となっており、市税収入への影響が懸念され、また普通交付税の算定における国勢調査人口の減少の激変緩和の特例や、合併団体の合併算定替えの特例が段階的に縮小され、交付額の減少が避けられない状況にあることから、市税等の収納率向上はもとより、国及び県支出金等の積極的な獲得や、新たな財源創出に取り組むなど、一層の歳入確保に努める。

2 歳出について

(1) 全体的な考え方

限られた財源を有効に活用するため、事業の「選択と集中」を徹底する。

特に「事業の見直し」の結果や「気仙沼市行財政改革アクションプラン」において令和2年度に実施するとした事業については、確実に予算に反映することとし、イニシャルコストが発生するものであっても、将来のコスト削減や効率化に資する事業について重点的に予算配分を行い、行財政改革を着実に推進する。

(2) 震災復興関連経費

復興事業については、3月8日に閣議決定された見直し後の『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、一部のハード事業については、やむを得ない事情により復興期間内に完了しない可能性があるが、引き続き進捗管理を徹底すること等により、復興期間内の完了を目指すなど、地域の実情に応じ、適切に対応するとされていることから、本市においても令和2年度予算に残りの事業費をすべて盛り込み、年度内の完了に向け全力で取り組む。

また、被災者の心のケアや見守り、住宅の再建先におけるコミュニティづくりなどの生活支援を継続して実施する。

(3) 人件費

職員全体の人事構成を最適化するとともに、職員の担うべき業務の整理を行い、積極的に外部委託を進めることにより、コストの削減を図る。

また、地方公務員法等の改正により、これまでの市の嘱託員や臨時職員（平成31年3月1日現在で562人）の大部分が令和2年度から会計年度任用職員に移行し、期末手当支給の対象となることから、当該職員に係る人件費が増大することとなる。

このことに対し、国では適切な財政措置を行うとしているものの、現時点において具体の説明がなされていないことから、今後の国の動向を注視しつつ、真に必要な人数を精査した上で、会計年度任用職員の有効な活用を図る。

なお、本市の人口減少や交付税の漸減に対応して、正規職員数の抑制を図っていかなければならないことから、原則として、各課の庶務事務等の定型的業務はICTを活用した効率化・省力化を進めるとともに、主として会計年度任用職員が担い、正規職員は政策の企画・立案や業務改革等の非定型的業務に集中するなど、限られた職員で効率的な業務遂行ができる職務体制を取ることをとする。

以上